

千葉商科大学専門職大学院学則

第1章 総 則

第1条 千葉商科大学専門職大学院（以下「専門職大学院」という。）は、千葉商科大学の使命に従い、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。具体的には、「会計・税務」と「ファイナンス」を両輪に、それらの理論を学び、実践できる力を育むとともに、高い倫理性を身につけた高度な専門職業人を育成することを目的とする。

第2条 専門職大学院は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に規定するもののほか、専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに認証評価を受けるものとする。

第3条 自己点検及び評価については、別に定める。

第4条 専門職大学院に専門職学位課程を置く。

第2章 研究科の組織、修業年限及び定員

第5条 専門職大学院に次の研究科、専攻を置く。

会計ファイナンス研究科 会計ファイナンス専攻 専門職学位課程

第6条 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。但し、第11条第3項及び第13条の規定により専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を専門職大学院において修得したものとみなされる場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したものと認められる者については、学長の承認により、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育上の必要があると認められるときは、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができる。

3 学生は、4年を超えて在学することはできない。但し、学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

第7条 研究科の収容定員は、次の通りとする。

研 究 科	専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員
会計ファイナンス研究科	会計ファイナンス専攻	82名	164名

第3章 授業科目及び履修方法等

第8条 専門職大学院は、教育上の目的を達するために必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、

自ら開設し、体系的に教育課程を編成し、授業を行うものとする。

2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の編成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

第8条の2 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設ける。

2 教育課程連携協議会については、別に定める。

第9条 専門職大学院においては、教育上特別の必要があると認める場合には、所定の授業時間帯以外の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第10条 授業科目及び単位数は、別表(1)の通りとする。

第11条 学生は、在学期間中に専攻における所定の授業科目について、40単位以上を修得しなければならない。

2 学長が承認したときは、学生は、他の研究科修士課程の授業科目を修了単位として定める単位数の2分の1を超えない範囲で履修することができ、且つ、その単位を前項の修得単位に含めることができる。

3 学長が承認したときは、学生が専門職大学院に入学する前に履修を認められた専門職大学院の授業科目について修得した単位は、修了単位として定める単位数の2分の1を超えない範囲で第11条第1項の修得単位数に含めることができる。

第12条 学長が承認したときは、学生は、研究科教授会と協議を行った他の大学院においてその授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、前条第2項及び第3項により修得した単位と合わせて修了単位として定める単位数の2分の1を超えない範囲に限り、前条第1項に定める単位数に含めることができる。

第13条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び他の大学院の科目等履修生として修得した単位は、第11条第2項及び前条により修得した単位と合わせて修了単位として定める単位数の2分の1を超えない範囲に限り、第11条第1項に定める単位数に含めることができる。

第14条 学生は、選択した授業科目の履修にあたっては、学期の始めにおいて指定の様式に従い、申請しなければならない。

第4章 課程の修了及び学位の授与

第15条 専門職学位課程の修了は、標準修業年限以上在学し、研究科所定の40単位以上を修得するものとする。

2 「修士論文」を希望する者は、前項の規定のほか、「研究指導」を履修し、必要な研究指導を受けた上で中間発表会を経て、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

第16条 修了時期は、学年の終了日とする。但し、在学期間が2年を超える者については、修了に必要な授業科目を春学期に履修し単位を修得した場合には、春学期の終了日とすることができる。

第17条 専門職学位課程を修了した者には、履修上の区分に設定するコースにより、次の学位を授与する。

履修上の区分に設定するコース	学 位
会計プロフェッションコース	会計学修士（専門職）千葉商科大学
税務プロフェッションコース ファイナンスプロフェッションコース	税務ファイナンス修士（専門職）千葉商科大学

第5章 学年、学期及び休業日

第18条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わりとする。ただし、秋学期入学者の学年は、原則として10月1日に始まり翌年9月30日に終わるものとする。なお、春学期及び秋学期の始期と終期は学長が定める学事暦による。

2 休業日は、原則として次の通りとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 創立記念祝日（5月1日）
- (3) 春季休業日
- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日

3 学長は前項の休業日について必要と認めたときは変更し、別に休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、転学、退学、除籍

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。但し、学長の承認により、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第20条 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、専門職大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 専門職大学院における個別の入学資格審査により、学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (7) 学長が(1)の者と同等以上の学力があると認めた者

第21条 入学志願者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければ

ならない。

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第23条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の入学手続方法により指定の期日までに本学所定の誓書その他必要書類を提出するとともに、入学金及び入学年次の1期分の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 合格者に対する入学手続方法については、別に定める。

第24条 病気その他の事情のため、引き続き2カ月以上修学することができない者は、休学を願い出て学長の許可を得て休学することができる。

なお、病気による場合は、願書に医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1学期又は1年以内とする。但し、休学の理由が消滅しない場合は、改めて休学を学長に願い出ることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学期間は、第6条の在学期間には算入しない。

第25条 休学期間が満了し、休学の理由が消滅した場合は、復学を願い出て学長の許可を得て復学することができる。

2 復学は、休学した学年とし、時期は学期の始めとする。

第26条 他研究科からの転科及び他大学の大学院から転入学を志願する者については、考査のうえ許可することがある。

2 専門職大学院の学生で、他研究科に転科、または他大学の大学院に転学しようとする者は、願い出て許可を受けなければならない。

第27条 病気その他の事由により、退学しようとする者は、その理由を付して願い出て、学長の許可を受けなければならない。但し、病気の場合には医師の診断書を添えなければならない。

第28条 専門職大学院に在学していた者が再入学を志願するときは、事情を考慮したうえで許可することがある。なお、再入学の取扱いについては、別に定める。

第29条 次の各号の1に該当する場合は、学長が除籍する。

(1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第6条第3項に定める在学年限を超えた者。但し、学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた者を除く。

第7章 学 費

第30条 授業料、入学金の学費は、別表(2)に定める通りとする。

2 修了年次留年手続者の学費及び学校法人千葉学園が設置する学校から入学する者の入学金は、別に定める。

3 会計ファイナンス研究科の修了者が、複数学位取得を目的として再び入学する場合、入学金は免除とする。

4 納付した学費及び入学検定料は、原則として返付しない。

第30条の2 前条に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することがある。

第31条 休学を許可された者については、休学期間中の授業料を免除する。

第8章 賞 罰

第32条 学生であって在学中人物及び成績が優秀な者に対しては表彰することがある。

第33条 本学の規則に違反し又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒については、別に定める。

第34条 削除

第9章 科目等履修生及び聴講生

第35条 特定の授業科目について、科目等履修生として履修を志願する者があるときは、当該研究科の授業及び研究に支障のない限り選考のうえ、研究科教授会の議を経て学長が許可する。

2 科目等履修生の履修登録料及び科目等履修生修学料は、別に定める。

第35条の2 特定の授業科目について、聴講生として聴講を志願する者があるときは、当該研究科の授業及び研究に支障のない限り選考のうえ、研究科教授会の議を経て学長が許可する。

2 聴講生の聴講登録料及び聴講料は、別に定める。

第36条 科目等履修生及び聴講生に関する規程は、別に定める。

2 科目等履修生及び聴講生に関して、特に定める場合のほかは千葉商科大学学則を準用する。

第37条 特定の授業科目を履修することを希望する他大学の大学院生があるときは、学長は、専門職大学院とその大学院との協議及び所定の手続きを経て特別聴講学生として履修を許可することがある。

2 特別聴講学生が選修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第10章 教員組織及び運営組織

第38条 専門職大学院の授業は、専門職大学院専任教員が担当する。但し、必要ある場合には兼任教員に授業を担当させることができる。

第39条 専門職大学院の研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会については、別に定める。

第40条 研究科教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第41条 削除

第42条 専門職大学院には、事務の処理、学生の補導、福祉等のため事務職員若干名を置く。

第11章 研究施設

第43条 学生は、その研究目的を達成するため本学附属図書館及びその他の施設を利用することができる。

第12章 補 則

第44条 専門職大学院学則に規定のない事項については、千葉商科大学大学院学則及び千葉商科大学学則を準用する。

第45条 この学則の改廃は、研究科教授会及び全学部長会の議を経て、理事会が行う。

付 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年4月1日改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年4月1日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月1日改正）

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2. 平成19年度以前入学者については、第11条、第12条、第13条、第15条及び別表(1)の修了要件は入学時の学則を適用する。

付 則（平成20年7月7日改正）

この学則は、平成20年7月7日から施行する。

付 則（平成21年4月1日改正）

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2. 平成20年度以前入学者については、第30条及び第31条の学費は入学時の学則を適用する。

付 則（平成22年4月1日改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年1月31日改正）

この学則は、平成23年1月31日から施行する。

付 則（平成23年4月1日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年4月1日改正）

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2. 平成23年度以前入学者については、第17条及び別表(1)の修了要件は入学時の学則を適用する。

付 則（平成25年4月1日改正）

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2. マルチディグリー対応入試による再入学者については、別表(1)の配当年次に関わらず上級年次配当科目の履修も可能とし、修了要件に含めることができるものとする。

付 則（平成27年4月1日改正）

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2. 平成26年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を

認めることができるものとする。

付 則（平成28年4月1日改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日改正）

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2. 平成29年4月1日在籍者については、新学則を適用する。但し、修得済みの科目については新学則に読み替えることができるものとする。

付 則（平成30年4月1日改正）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。なお、平成30年4月1日以降入学者から適用する。

付 則（平成31年4月1日改正）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（2020年2月26日改正）

この学則は、2020年4月1日から施行する。

付 則（2021年2月24日改正）

この学則は、2021年4月1日から施行する。ただし、第24条2項の改定は2020年10月1日から遡って適用する。

付 則（2022年3月23日改正）

この学則は、2022年4月1日から施行する。

付 則（2023年3月22日改正）

この学則は、2023年4月1日から施行する。

付 則（2025年3月26日改正）

1. この学則は、2025年4月1日から施行する。

2. 2024年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（2025年6月25日改正）

この学則は、2026年4月1日から施行する。

付 則（2026年9月30日改正）

この学則は、2026年9月30日から施行する。

別 表 (1) (第10条関係)

系	授 業 科 目 の 名 称	配当年次	単位数		備 考
			選択必修	選択	
会 計 系	財 務 会 計	簿記論	1・2	2	
		上級簿記Ⅰ	1・2		2
		上級簿記Ⅱ	1・2		2
		財務会計論Ⅰ	1・2	2	
		財務会計論Ⅱ	1・2	2	
		会計制度	1・2		2
		連結財務諸表	1・2	2	
		財務諸表分析	1・2	2	
		公会計論	1・2		2
		国際財務報告基準 (IFRS) Ⅰ	1・2	2	
		国際財務報告基準 (IFRS) Ⅱ	1・2	2	
		税務会計Ⅰ	1・2	2	
		税務会計Ⅱ	1・2	2	
		事例研究 (財務会計)	1・2	2	
		事例研究 (IFRS)	1・2	2	
	管 理 会 計	原価計算Ⅰ	1・2	2	
		原価計算Ⅱ	1・2	2	
		管理会計論	1・2	2	
		意思決定会計論	1・2		2
		業績評価会計論	1・2	2	
		会計情報システム論	1・2	2	
		会計と社会Ⅰ	1・2	2	
		会計と社会Ⅱ	1・2	2	
		環境会計	1・2		2
		事例研究 (管理会計)	1・2	2	
監 査 論 系		監査論Ⅰ	1・2	2	
		監査論Ⅱ	1・2	2	
		コーポレート・ガバナンス	1・2	2	
		会計職業倫理	1・2	2	
		企業倫理	1・2	2	
		IT監査論	1・2	2	
		事例研究 (会計監査)	1・2	2	
		内部統制	1・2	2	
租 税 法 系		法人税法Ⅰ	1・2	2	
		法人税法Ⅱ	1・2	2	
		所得税法Ⅰ	1・2	2	
		所得税法Ⅱ	1・2	2	
		消費税法Ⅰ	1・2	2	
		消費税法Ⅱ	1・2	2	
		相続税法Ⅰ	1・2	2	
		相続税法Ⅱ	1・2	2	
		租税法総論	1・2	2	
		国際租税Ⅰ	1・2	2	
		国際租税Ⅱ	1・2	2	
		国税徴収法	1・2	2	
		資産課税	1・2	2	
		判例研究Ⅰ (租税法)	1・2	2	
		判例研究Ⅱ (租税法)	1・2	2	
		国税通則法	1・2	2	

企業 法系	民法Ⅰ	1・2	2		
	民法Ⅱ	1・2	2		
	金融商品取引法	1・2	2		
	商法・会社法Ⅰ	1・2	2		
	商法・会社法Ⅱ	1・2	2		
	商法・会社法Ⅲ	1・2	2		
	商法・会社法Ⅳ	1・2	2		
	会社法概論	1・2	2		
経営・ ファイ ナンス 系	不動産運用設計論	1・2	2		
	不動産関連法規	1・2	2		
	社会保険・企業福祉	1・2	2		
	生命保険コンサルティング	1・2	2		
	損害保険コンサルティング	1・2	2		
	相続対策実務	1・2	2		
	ファイナンス基礎	1・2	2		
	応用ファイナンス	1・2	2		
	証券市場論	1・2	2		
	C F P実務演習Ⅰ	1・2	2		
	C F P実務演習Ⅱ	1・2	2		
	基礎経済学	1・2	2		
	応用経済学	1・2	2		
	統計学	1・2	2		
	経営学	1・2	2		
	経営戦略論	1・2	2		
	基礎F P & A	1・2	2		
	応用F P & A	1・2	2		
	企業評価分析	1・2	2		
科 関 目 連	インターンシップ	1・2		1	
	会計インターンシップ	1・2		1	
	特別講義	1・2		2	
研 究 指 導	研究指導Ⅰ	1		2	
	研究指導Ⅱ	1		2	
	研究指導Ⅲ	1・2		2	
	研究指導Ⅳ	1・2		2	
演 習	演習Ⅰ（会計）	1		2	
	演習Ⅱ（会計）	1		2	

【修了要件】

教育目的を効果的に達成するため、履修区分上に設置するコースとして、会計プロフェッションコース、税務プロフェッションコース及びファイナンスプロフェッションコースを設ける。

本研究科を修了するには標準修業年限以上在学し、次の要件を満たした上で40単位以上の単位を修得するものとする。

1. 会計プロフェッションコース

- (1) 会計系・財務会計の選択必修・選択科目から5科目10単位以上
- (2) 会計系・管理会計の選択必修・選択科目から3科目6単位以上
- (3) 監査論系の選択必修・選択科目から「会計職業倫理」「企業倫理」「コーポレート・ガバナンス」のいずれか1科目を含む3科目6単位以上
- (4) 租税法系の選択必修・選択科目から1科目2単位以上
- (5) 企業法系の選択必修科目から1科目2単位以上
- (6) 経営・ファイナンス系及び関連科目の選択必修科目から、1科目2単位以上
- (7) 修士論文の作成を希望する者は、研究指導Ⅰ～Ⅳの4科目8単位を履修すること。また、中間発表会を経て、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。）
- (8) 修士論文の作成を希望しない者は、演習Ⅰ、演習Ⅱの2科目4単位を履修すること。

2. 税務プロフェッションコース

- (1) 会計系・財務会計の選択必修科目（事例研究を除く）から1科目2単位以上
- (2) 会計系・管理会計の選択必修科目（事例研究を除く）から1科目2単位以上
- (3) 監査論系の選択必修科目（事例研究を除く）から「会計職業倫理」「企業倫理」「コーポレート・ガバナンス」のいずれか1科目を含む1科目2単位以上
- (4) 租税法系の選択必修科目から9科目18単位以上
- (5) 企業法系の選択必修科目から1科目2単位以上
- (6) 経営・ファイナンス系及び関連科目の選択必修科目のいずれかから1科目2単位以上
- (7) 修士論文の作成を希望する者は、研究指導Ⅰ～Ⅳの4科目8単位を履修すること。また、中間発表会を経て、修士論文の審査及び最終試験に合格すること
- (8) 修士論文を作成しない者は、上記(7)に関わらず、監査論系及び企業法系の選択必修科目から上記(3)、(5)で選択した科目以外の科目を2科目4単位以上修得すること

3. ファイナンスプロフェッションコース

- (1) 会計系・財務会計の選択必修科目（事例研究を除く）から1科目2単位以上
- (2) 会計系・管理会計の選択必修科目（事例研究を除く）から1科目2単位以上
- (3) 監査論系の選択必修科目（事例研究を除く）から「会計職業倫理」「企業倫理」「コーポレート・ガバナンス」のいずれか1科目を含む1科目2単位以上
- (4) 租税法系の選択必修科目（判例研究を除く）から1科目2単位以上
- (5) 企業法系の選択必修科目（判例研究を除く）から1科目2単位以上
- (6) 経営・ファイナンス系及び関連科目の選択必修科目から8科目16単位以上

別 表（2） （第30条関係）

2026年度以降入学者

費 目	金 額 （円）	備 考
授 業 料	1,280,000	年 額
入 学 金	260,000	入学時のみ

2020年度以降入学者

費 目	金 額 （円）	備 考
授 業 料	1,180,000	年 額
入 学 金	400,000	入学時のみ

平成21年度以降入学者
削除